

公益社団法人日本技術士会東北本部

岩手県支部

規則

平成 25 年 7 月 20 日

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 本組織は、公益社団法人日本技術士会 東北本部 岩手県支部（以下「当支部」という。）と称する。

- 2 当支部は、事務局を「盛岡市みたけ四丁目4番20号 一般社団法人岩手県土木技術センター内」に置く。

(公正な運営)

第2条 当支部は、法令及び公益社団法人日本技術士会の定める諸規定に則り、厳正公正なる事業運営ならびに会計管理を実施しなければならない。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当支部は、公益社団法人日本技術士会（以下「統括本部」という。）東北本部（以下「東北本部」という。）の管轄の下で、技術士の品位の保持、専門技術の向上を図り、かつ、会員相互の連絡を密にし、地域に密着して、技術士業務の啓発、地域経済・産業の発展、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東北本部との連絡と情報交換に関すること
- (2) 岩手県内における技術士制度の普及及び啓発のほか、東北本部から付託された事業に関すること
- (3) 当支部に属する会員相互の連絡と協力に関すること
- (4) 当支部に属する会員の技術の啓発に関すること
- (5) その他当支部の目的を達成するために必要な事項

第3章 会 員

(会員)

第5条 当支部は、次の会員により構成する。

- 2 統括本部の正会員及び準会員は、その住所または勤務先所在地のいずれかに基づき、当支部に所属する。

(会費)

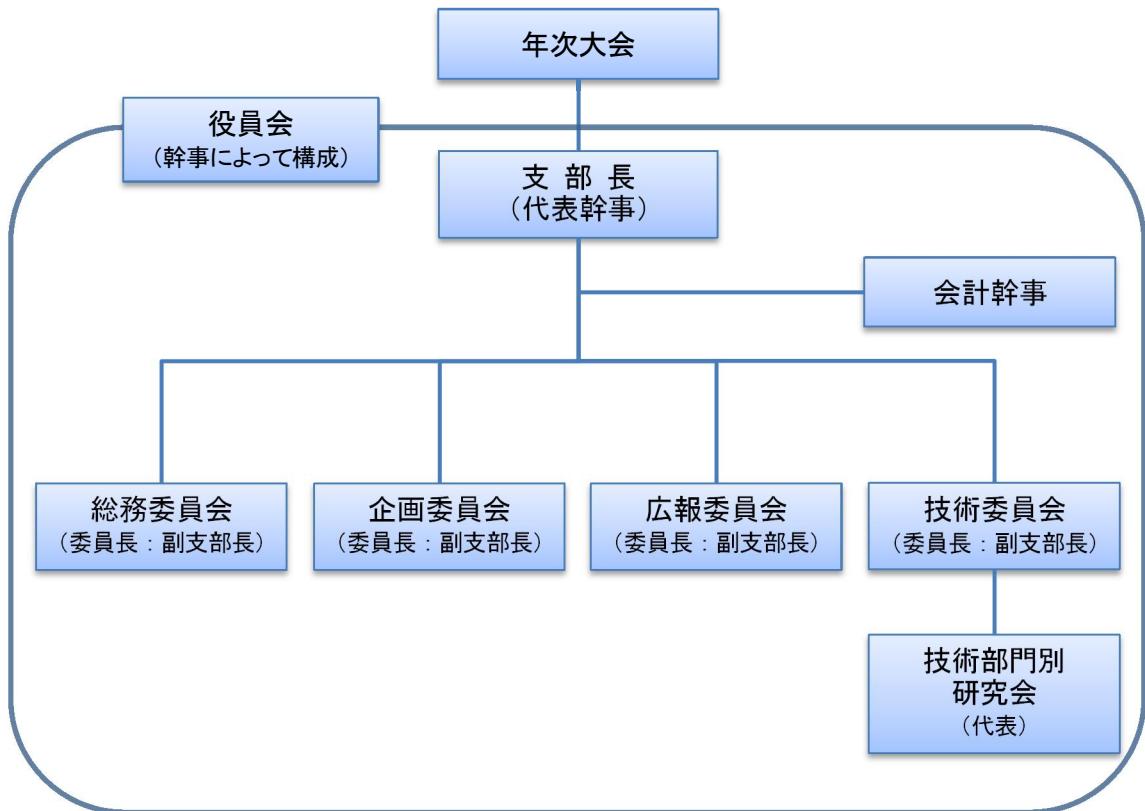
第6条 会費は次の通りとする。

- 2 会員の会費は、原則として東北本部からの還付等の原資をもって充当することとする。
- 3 当支部の運営原資が不足した場合は、臨時会費を徴収することができる。
- 4 前項の既納会費は返還しない。

第4章 組織体系

(組織体系)

第7条 当支部の組織は、次の図に示す体系とする。



第5章 役員

(資格)

第8条 役員は、統括本部正会員とする。

(幹事の選出)

第9条 当支部の幹事の選出は、別に定める規則に基づき、当支部における正会員からの立候補者に対し、正会員による選挙により選出する。

- 2 当支部の幹事選出に関する事項は、統括本部の「役員候補者選出選挙管理委員会」が所掌する。

(役員の構成及び定数)

第10条 当支部には、事業運営のための役員として幹事を置く。

- 2 幹事の定数は、10名以上20名以内とする。
- 3 幹事のうち1名を代表幹事とし、各委員会の長4名を副代表幹事とする。
- 4 幹事のうち2名を会計幹事とする。

(役員の呼称及び選任等)

第11条 当支部における代表幹事は支部長と称し、副代表幹事は副支部長と称する。

- 2 支部長は当支部幹事の中から、東北本部長が東北本部役員会の承認を得て選出する。
- 3 副支部長及び会計幹事の選任は、支部長が支部幹事の中から選出し、支部役員会の承認を得なければならない。
- 4 支部長は、前項の役員の選任及び異動について、速やかに東北本部長に報告しなければならない。

(役員の職務)

- 第12条 支部長は、当支部を代表し年次大会及び臨時大会の議長を務めるほか、事業運営を統括する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長の代理を務める。
 - 3 幹事は、支部長、副支部長を補佐し、当支部の事業運営に関わる事項を執行する。
 - 4 会計幹事は、当支部の会計処理及び財務状況についての監査を行い、役員会及び年次大会に報告しなければならない。
 - 5 会計幹事は、役員会で職務に係る事項について意見を述べることができる。

(役員の任期)

- 第13条 幹事の任期は、その選任された年次大会から 2 年後の年次大会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 支部長の任期は、その選任された年次大会から 2 年後の年次大会の終結までとする。ただし、再任は通算して 3 期以内とする。
 - 3 会計幹事の任期は、その選任された年次大会から 2 年後の年次大会の終結までとする。ただし、再任は通算して 2 期以内とする。
 - 4 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 役員は、任期終了後も、後任者の就任が決まるまで引き続きその職務を行わなければならない。

(新たに設置された幹事の任期)

- 第14条 新たに設置された最初の幹事の任期は、選出時点の統括本部の理事の任期と同様とする。

第6章 全体会合

(種別)

- 第15条 全体会合は、年次大会と臨時大会とする。

(構成)

- 第16条 全体会合は、当支部に属する会員をもって構成する。

(機能)

- 第17条 全体会合は、当支部における毎年度の事業内容に関する総括的な議題等を取り扱う。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 本則及び本則に準じる規定等に関する事項
- (4) 解散

(開催)

第18条 年次大会は、毎事業年度終了後、東北本部年次大会との調整を図り開催する。

2 臨時大会は、次の場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認めたとき

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき

(招集及び議長)

第19条 全体会合は支部長が招集する。

2 全体会合の議長は支部長がこれに当たる。

(議事録)

第20条 大会の議事については、大会終了後速やかに議事録を作成する。

2 議事録は配布資料と共に事務局に備え置くとともに、当支部ホームページに掲載し閲覧に供することとする。

第7章 役員会

(構成)

第21条 役員会は、幹事をもって構成する。

(機能)

第22条 役員会は統括本部及び東北本部の所掌事務以外で、当支部の事業運営に関わる事項について審議し決定するものとする。

(開催)

第23条 役員会の開催は、隔月を基本とする。

(招集及び議長)

第24条 支部長が招集する。

2 緊急に招集する必要があるときは、前項によらず招集することができる。

3 役員会の議長は総務委員長がこれに当る。

(決議)

第25条 役員会の決議は、役員の半数以上が出席し、出席した役員の過半数をもって行う。

2 役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面（FAX、電子メール）をもって表決し、または他の役員を代理人として議決権を委任することができる。

3 前項の場合の役員は、第1項の規定の適用について出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 役員会の議事については、終了後速やかに議事録を作成する。

2 議事録は配布資料と共に事務局に備え置くとともに、当支部ホームページに掲載し閲覧に供することとする。

第8章 委員会

(構成)

第27条 効率的かつ円滑な事業運営を図るため、次の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 企画委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 技術委員会

(委員の構成及び定数)

第28条 委員会の運営のため委員を置く。

- 2 委員の定数は各委員会とも 5名以上 15名以内とし、役員会において選任する。
- 3 同時に委員の中から、委員長及び副委員長各 1名を選任する。

(機能)

第29条 委員会の機能は、次の通りとする。

- (1) 総務委員会
 - 1) 組織運営の統括に関すること
 - 2) 会計に関すること
 - 3) 会員名簿に関すること
 - 4) 会員間の調整に関すること
 - 5) 統括本部及び東北本部との連絡及び調整に関すること
 - 6) 表彰に関すること
 - 7) 組織運営上の包括的な案件に関すること
- (2) 企画委員会
 - 1) 活動方針に基づく事業の企画及び実施に関すること
 - 2) 当支部の全体研修に関すること
 - 3) 他の組織との連携・交流に関すること
 - 4) 統括本部及び東北本部との共同事業に関すること
 - 5) 東北本部政策事業委員会に関すること
- (3) 広報委員会
 - 1) 会員への情報提供及び交換に関すること
 - 2) 広報に関すること
 - 3) 技術士の知名度向上に関すること
 - 4) その他広報全般に関すること
- (4) 技術委員会
 - 1) 技術部門別の研究会活動の統括
 - 2) 繼続研鑽全般に関すること
 - 3) 技術士倫理に関すること
 - 4) 受託事業に関すること

(委員の任期)

第30条 委員長及び委員の任期は 2年とする。

- 2 委員長の再任は、同一委員会において通算して3期以内とする。
- 3 副委員長及び委員の再任は妨げない。

(運営)

第31条 委員会の招集は委員長が行う。

- 2 副委員長及び委員会幹事は、委員長を補佐し、副委員長は委員長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 委員長は、委員会活動における重要事項については、役員会の了承を得なければならない。
- 4 委員長は年度当初に事業計画を立案し、役員会に報告するものとする。また年度終了時に前年度の事業報告書をもって、役員会に報告するものとする。

第9章 技術部門別組織

(組織)

- 第32条 役員会の決議により、正会員及び準会員の専門技術面からの相互研鑽のための活動組織として、技術士試験の技術部門に対応した研究会を設置することができる。なお、研究会は実状によって複数の技術部門を合同することができる。
- 2 統括本部の正会員及び準会員は、当支部に置かれた技術部門に対応した研究会に所属するものとする。なお、希望により他の研究会にも所属することを妨げない。
 - 3 研究会の設置または廃止は、会員のいずれか3名以上の申し出により役員会に諮り承認を得る。
 - 4 研究会には代表及び副代表を各1名置く。

(運営)

第33条 研究会の運営にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 代表は年度当初に事業計画を立案し、役員会に報告するものとする。また年度終了時に前年度の事業報告書を作成し、役員会に報告するものとする。

第10章 協賛企業及び団体

(協賛金)

- 第34条 協賛企業及び団体からの協賛金は、一口当たり年間1万円とする。
- 2 協賛金は年度途中の加入の場合にあっても月割りにしない。
 - 3 既納協賛金は返還しない。

(協賛企業及び団体の扱い)

第35条 協賛企業及び団体の扱いは次のとおりとする。

- (1) 協賛企業及び団体の代表または代理者は、当支部の年次大会に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 協賛企業及び団体は、当支部が発行する刊行物の配布を無償で受け、事業成果を当支部の了解を得て利用することができる。
- (3) 協賛企業及び団体は、当支部が主催する会合、講演会等（懇親会は除く）に無料で参加できる。

第11章 事業管理及び会計

(事業年度)

第36条 当支部の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(運営経費)

第37条 当支部の運営経費は、次の収入をもって充当する。

- (1) 東北本部からの還付金
- (2) 各種参加費
- (3) 貢助会費
- (4) 寄付金等その他収入

(事業計画・収支予算)

第38条 支部長は次年度事業に係る次の書類について策定し、役員会の審議を経て東北本部に提出する。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(事業報告・収支決算)

第39条 支部長は事業年度内に終了した事業について次の書類を作成し、役員会の審議を経て東北本部に報告するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(会計基準)

第40条 会計処理にあたっては、統括本部が定める会計基準に従い、適正な会計処理を行い、適宜会計幹事の監査を受けなければならない。

(会計監査)

第41条 会計幹事は、経理の執行状況及び財務状況について監査を行い、役員会に報告しなければならない。

第12章 名簿

(名簿)

第42条 毎年度において会員、協賛企業及び団体の名簿の整備をしなければならない。

(変更の届出)

第43条 会員、協賛企業及び団体は名簿の記載事項に変更及び修正がある場合には、速やかに所定の用紙に必要事項を記入し、事務局に届出をしなければならない。

第13章 対外連携

(後援、協賛使用許諾または依頼)

第44条 次の各号に該当する行事に対し、後援または協賛の名義使用の許諾または依頼を行うことができる。

- (1) 国、自治体、大学等教育機関、学協会等の機関が主催する行事

- (2) 本会の事業目的に合致した内容の行事
- 2 名義使用許諾については、主催者からの申請に基づき支部長が決済することができる。その場合、役員会に報告しなければならない。
 - 3 名義使用依頼に当っては、主催委員会等からの申請に基づき、役員会に報告しなければならない。

(共催事業)

- 第45条 共催事業とは、共同の主催者として人的及び金銭的負担が発生するものを言う。
- 2 共催事業の実施に当っては、その目的及び事業計画に関し、役員会に諮らなければならない。

(公的団体等への入会)

- 第46条 事業の活性化を図るため当該地域における公益的機関の構成員に加わることができ
る。
- 2 なお、構成員であることの必要性がなくなった場合は役員会に諮り、速やかに退会
しなければならない。

(公的団体等への協力依頼)

- 第47条 事業実施の効果を高めるため、当該地域における公益的機関等に対し、広報などの
協力を求めることができる。

(委員等の推薦)

- 第48条 当支部の事業目的に沿う内容に関し、公益的機関から委員等の推薦依頼があった場
合は、会員の中から要請内容に相応しい者を推薦することができる。

第14章 報酬

(報酬)

- 第49条 当支部の活動に関し、役員以下すべて無報酬とする。ただし、日当、旅費について
は「旅費規程」に基づいて支給するものとする。

第15章 業務受託

(業務依頼)

- 第50条 当支部に対し、自治体または公益団体等及び企業等から技術士に関わる業務の依頼
があった場合、技術分野に応じた会員を斡旋することができる。

(斡旋)

- 第51条 会員の斡旋に当たっては、技術委員会において業務内容を精査した上で受託の可否
を判断するものとする。
- 2 受託可能と判断した場合、会員に情報を提供して希望を募るものとする。
 - 3 受託拒否の場合、依頼者に理由を説明する。

(管理費)

- 第52条 当支部からの斡旋に基づき業務を実施した会員は、業務完了後に代金の5%（消費税
別）を当支部に納付するものとする。

(附則)

1. 本規則及び関連規則に示されていない事項については、統括本部ならびに東北本部の規則に準じるものとする。
2. 関連規則等
 - 表彰規程
 - 会計等事務処理要領
 - 慶弔災害見舞金規程
 - 旅費規程
3. 本規則は、平成 25 年 7 月 20 日から施行する。